

清水町保育所条例(昭和38年清水町条例第24号)の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																					
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清水町立第二保育所</td> <td>清水町南3条8丁目11番地</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育の実施)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(時間外保育の実施)</p> <p>第5条 町長は、前条に定める基準により保育を実施している児童を対象に、当該児童の保護者の申請を認めた場合において<u>通常の利用時間以外の時間に保育する事業</u>をすることができる。</p> <p>(一時保育の実施)</p> <p>第6条 町長は、第4条の規定によるほか、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童を一時的に保育する<u>事業</u>(以下「一時保育」という。)を実施することができる。</p> <p>2 <u>一時保育の定員は、1施設において1日につき5人とする。</u></p> <p>(入退所)</p>	名称	位置	入所定員	(略)			清水町立第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	80人	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清水町立第二保育所</td> <td>清水町南3条8丁目11番地</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>清水町立御影保育所</td> <td>清水町御影東2条4丁目1番地</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前項のほか、一時保育事業(以下「一時保育」という。)の入所定員は、各保育所において1日につき5名とする。</u></p> <p>(保育の実施基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(延長保育の実施基準)</p> <p>第5条 町長は、前条に定める基準により保育を実施している児童を対象に、当該児童の保護者の申請を認めた場合において<u>時間を延長して保育</u>(以下「延長保育」という。)することができる。</p> <p>(一時保育の実施基準)</p> <p>第6条 町長は、第4条の規定によるほか、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童を一時的に保育する<u>一時保育</u>を実施する。</p> <p>(入退所)</p>	名称	位置	入所定員	(略)			清水町立第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	80人	清水町立御影保育所	清水町御影東2条4丁目1番地	80人
名称	位置	入所定員																				
(略)																						
清水町立第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	80人																				
名称	位置	入所定員																				
(略)																						
清水町立第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	80人																				
清水町立御影保育所	清水町御影東2条4丁目1番地	80人																				

改正後

第7条 児童を保育所に入所させようとする保護者は、規則の定めるところにより所定の手続をしなければならない。また退所するときも同様とする。

(保育料の額)

第8条 第4条から第6条に定める基準により保育を実施している児童を対象とした保育料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成 年清水町条例第 号）の定めるところとする。

改正前

第7条 児童を保育所に入所させようとするとき及び前条の一時保育を利用しようとする保護者は、規則の定めるところにより所定の手続をしなければならない。また退所するときも同様とする。

(保育料の額)

第8条 保育所に入所している児童に係る保育料は、別表1に定める額とする。

2 児童が月の途中に入所又は退所した場合は、次の式により得た額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。

$$\frac{\text{前項に定める額} \times \text{その月の入所日から（退所日の前日まで）の開所日数（25日を超える場合は25日）}}{25日}$$

(延長保育料の額)

第9条 延長保育の利用に係る保育料（以下「延長保育料」という。）は、児童1人30分につき150円とする。ただし、前条第1項に定める保育料の階層区分が1に認定された場合及び児童の属する世帯が別表1の備考2各号に掲げる世帯で、階層区分が2に認定された場合の延長保育料は、無料とする。

(一時保育料の額)

第10条 一時保育の利用に係る保育料（以下「一時保育料」という。）は、別表2に定める額とする。

(保育料、延長保育料及び一時保育料の納付)

改正後

改正前

第11条 保育所に入所した児童の保護者は、第8条に定める保育料を、延長保育を利用しようとする保護者は、第9条に定める延長保育料を、一時保育を利用しようとする保護者は、前条に定める一時保育料を町長の指定する期日までに納付しなければならない。

(保育料、延長保育料及び一時保育料の免除)

第12条 同一の世帯において兄又は姉を持つ児童に係る保育料については、保育料の全額を免除する。

2 町長は、前項によるもののほか特別の事由があると認めるときは、保育料、延長保育料及び一時保育料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 (略)

別表1 (第8条関係)

保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する階層区分		保育料 (月額)			
階層区分	定義	3歳未満児の場合 (保育標準時間)	3歳以上児の場合 (保育標準時間)	3歳未満児の場合 (保育短時間)	3歳以上児の場合 (保育短時間)
1	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯含む)	0円	0円	0円	0円

(委任)

第9条 (略)

改正後

改正前

2	市町民税非課税世帯	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	
3	市町村民税所得割額	48,600円未満	10,000円	7,500円	9,800円	7,300円
4		48,600円以上 67,000円未満	17,000円	12,000円	16,700円	11,700円
5		67,000円以上 97,000円未満	23,000円	15,000円	22,600円	14,700円
6		97,000円以上 140,000円未満	32,000円	20,000円	31,400円	19,600円
7		140,000円以上 169,000円未満	40,000円	25,000円	39,300円	24,500円
8		169,000円以上 254,000円未満	48,000円	30,000円	47,100円	29,400円
9		254,000円以上 301,000円未満	56,000円	35,000円	55,000円	34,400円
10		301,000円以上	64,000円	40,000円	62,900円	39,300円

備考

1 この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当年度分の市町村民税額による。

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

改正後

改正前

- (1) ひとり親世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料（月額）			
	3歳未満児 （保育標準時間）	3歳以上児 （保育標準時間）	3歳未満児 （保育短時間）	3歳以上児 （保育短時間）
2	0円	0円	0円	0円
3	3,500円	2,500円	3,400円	2,450円
4	6,000円	4,100円	5,800円	4,000円
5	8,000円	5,000円	7,800円	4,900円
6	16,000円	10,000円	15,700円	9,800円
7	20,000円	12,500円	19,650円	12,250円
8	24,000円	15,000円	23,550円	12,450円

改正後

改正前

9	28,000円	17,500円	27,500円	17,200円
10	32,000円	20,000円	31,450円	19,650円

3 3歳未満児として入所した児童に係る保育料の額については、当該年度中は当該児童の入所時の年齢区分により、この表を適用する。

別表2（第10条関係）

一時保育料基準額表

階層区分	定義	一時保育料（1時間当たり）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）若しくは、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当該年度分の市町村民税の額が非課税の世帯	0円
B	A階層を除く世帯	300円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。